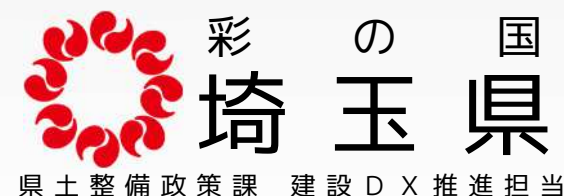


令和7年4月1日付け

建設DX関係要領等 改定概要

令和7年2月 県土整備政策課 建設DX推進担当



① 要領全般

令和6年12月の改正担い手三法の施行および適正化指針の改定を受け、遠隔臨場および電子納品の更なる活用を進めるため、以下の改定を実施する。

		令和7年4月～	(現行) R6.10改定
工事	情報共有システム	(大幅改定なし)	公告文、特記仕様書の記載廃止
	遠隔臨場	サポート臨場の要件緩和 特記仕様書への記載廃止(発注者指定型除く) 原則実施の基準を3,000万円以上とする(発注標準どおり)	公告文の記載廃止
	遠隔検査	特記仕様書への記載廃止	R6.10～ 試行開始
業務委託	情報共有システム	特記仕様書への記載廃止	R6.10～ 試行開始
	遠隔臨場	サポート臨場の要件緩和 特記仕様書への記載廃止(発注者指定型除く)	R6.10～ 試行開始
	遠隔検査	特記仕様書への記載廃止	R6.10～ 試行開始
共通	電子納品	「オンライン電子納品(直接アップロード)」のルール明確化	公告文、特記仕様書の記載廃止

② 建設工事

建設工事における令和7年4月改定の適用状況一覧は下記の通り。なお、「契約後協議」とは「契約後に受発注者協議により実施を決定するもの」とする。

	施工中（書類）		施工中（現場）		検査	納品
	情報共有システム		遠隔臨場		遠隔検査	電子納品
	原則実施	契約後協議	原則実施	契約後協議	契約後協議	原則実施
当初設計金額 3,000万円以上	○	—	○	—	○	○
当初設計金額 3,000万円未満	○	—	※	—	○	○
維持管理業務委託	—	○	—	○	○	○

※当初設計金額3,000万円未満のうち、遠隔臨場の効果が見込めるものについては「発注者指定型」として実施する。

改定のポイント

③改定のポイント (1) サポート臨場の要件緩和について

サポート臨場を通じて遠隔臨場を拡大するため要件緩和を行う。これまでは受注者が映像を配信する必要があったものを、発注者が映像を配信してもよいこととする。また発注者が配信する場合は遠隔臨場予定箇所などの工事記録等への記載を不要とする。

立会者はベテラン職員が実施
現場にいる若手職員ではない

受注者、発注者のいずれが配信してもよい

今回改定予定



ベテラン職員
(総括監督員、担当部長等)



現場代理人



若手職員

参考：平成22年2月23日付建管第744号「土木工事の管理監督等について（通知）」

2 担当部長以上の職員による現場確認の実施

① 対象工事

主たる工事内容が構造物で請負代金額が2,000万円以上の工事



④改定のポイント (2) 特記仕様書の記載について

実務要覧の令和7年度改定に併せ、各共通仕様書に建設DX関係（ICT、BIM/CIMを除く）を追加する。これに併せて特記仕様書への記載廃止を更に進め、**遠隔臨場の発注者指定型を除き特記仕様書の記載を不要**とする。

		令和7年4月改定			(現行) 令和6年10月改定		
		公告文	特記仕様書	共通仕様書	公告文	特記仕様書	共通仕様書
工事	情報共有システム	×	×	○	× (廃止)	× (廃止)	○
	遠隔臨場	×	△ 発注者指定型のみ	○	×	○ 工事共通	—
	遠隔検査	×	×	○	×		—
業務委託	情報共有システム	×	×	○	×	○ 委託共通	—
	遠隔臨場	×	△ 発注者指定型のみ	○	×		—
	遠隔検査	×	×	○	×		—
全て	電子納品	×	×	○	×	× (廃止)	○

改定のポイント

⑤改定のポイント (3) オンライン電子納品について

受注者が成果品を電子納品保管管理システムに直接アップロードできる「オンライン電子納品」機能を令和7年4月から本格運用予定である。※「オンライン電子納品」機能そのものは令和6年12月から試行運用中

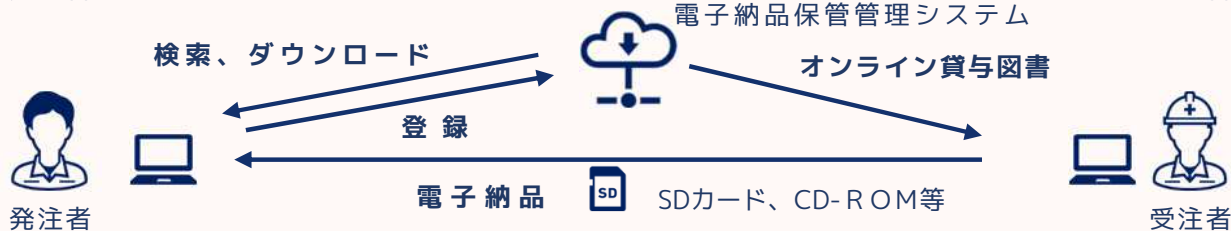
従来（紙納品）

- ・ 保管管理が必要
- ・ 紙のため再利用しにくい



R6.4～（電子納品）

- ・ システムから簡単に検索できる
- ・ データなので再利用しやすい



NEW!

※従来の電子納品も可。また紙納品との併用も可能。

R7.4（オンライン電子納品）

- ・ システムへの登録手間が不要



⑤改定のポイント (4) Teamsを活用した遠隔臨場

令和7年1月からTeamsが標準コミュニケーションツールとなることを受け要領を改定する。Teamsにおいても、個人情報保護または情報セキュリティについて契約書等に記載のある相手方について、埼玉県が主催する場合に利用可能である。Teamsを活用した場合の積算の考え方をQAに追記し、より活用しやすい環境を整備する。

「庁外ゲスト連携用チーム」を作成することで、庁外のユーザーとコミュニケーションが取れます。当該チームでは、チャットでのやり取りのみが可能で**ファイルの添付はできません**。

また、チームに庁外の人を招待する際は、1～5の条件を満たす方のみ招待してください。

#	条件
1	国又は地方公共団体に所属する者（国会議員、地方議会議員、行政委員を含む）
2	公共的機関（外郭団体等の関係機関、学校法人、病院、独立行政法人等）に所属する者
3	地方自治法第138条の4第3項に基づく附属機関の委員
4	附属機関等の管理に関する要綱第20条第1項に基づく協議会等の構成員
5	県が契約書を取り交わした相手方（個人情報もしくは情報セキュリティについて、契約書・仕様書に記載がある場合のみ）

参考：分野別ポータル 情報システム戦略課 コンテンツドキュメント Teams編（チーム作成と使い方）3ページ

QA (R7.4版) 抜粋

(1) 受注者が機材を用意し遠隔臨場を行う場合（Web会議ツール利用）

①遠隔臨場に係る日数・・・3日（立会1回あたり1日として）

②Web会議ツールの費用・・・Teamsの場合 0円
・埼玉県では県側がホストとしていることから、受注者側はWeb版 Teamsでも接続可能となるため0円

（参考）
受注者が現場業務用に「Microsoft Teams Essentials」を契約している場合
599円/月・ユーザ（R7.3時点）÷22（実働）×3日＝81円/日

③通信回線費用・・・受注者の通信費用の日割費用
現場業務用のポケットWi-fiの月額費用が4,500円の場合
4,500円/月÷22日（4週8休）×3日＝613円/日

合計①+②+③ 立会3回あたり 613円～694円 程度

(2) 発注者が機材を用意しサポート臨場を行う場合

①遠隔臨場に係る日数・・・1日（立会1回として）

②Web会議ツールの費用・・・0円

③通信回線費用・・・0円

合計①+②+③ 0円/日